

2021年3月17日

## 経済産業省「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金制度」 における事前確認機関登録について

新型コロナウイルス感染症拡大により、影響を受けられている皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

南日本銀行（頭取 齋藤眞一）は、経済産業省が実施する2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動自粛により、売上が減少した中小法人・個人事業主等のお客さまに対する「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の申請に必要な事前確認を行う登録確認機関に登録いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1.受付開始日

2021年3月17日（水）

#### 2.対象のお客さま

当行との事業性の与信取引を有する中小法人・個人事業主等のお客さまで、経済産業省「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の給付要件を満たすお客さま

#### 3.取扱店舗

全営業店及び営業統括部

※本制度の概要等につきましては、経済産業省の一時支援金事務局ホームページ（<https://ichijishienkin.go.jp/>）にて、ご確認くださいませようお願いいたします。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

営業統括部 地域活性化推進G（担当：石橋・高尾）

電話 099-210-7525